

私 第 2 6 9 5 号

平成25年1月17日

各私立学校（園）長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

教職員の幼児・児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた取組みについて（通知）

このたび、大阪市立の高等学校において、男子生徒が自ら命を絶つという事象が発生し、大阪市教育委員会による事実確認の結果、その前日に部活動の顧問教諭による体罰があったことが明らかになりました。

体罰は、いかなる場合においても行ってはならない行為であり、これまでも各学校（園）におかれましては、研修を実施されるなど、教職員に対して指導を行っておられることと存じますが、大阪府といたしましては今回の事象を深刻に受け止めており、より一層体罰根絶に向けた取組みを進めていただきたいと考えております。

つきましては、貴校（園）が行っている体罰の根絶に向けた取組みの状況等について、別紙により平成25年2月5日（火）までに報告をお願いいたします。

また、各学校（園）におかれましては、別添の大阪府教育委員会の取組みを参考にするなど、学校（園）内の体罰を許さない指導体制の充実に向け、適切に対応されるようお願いいたします。

《担当》  
大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 坂田：06-6941-0351（内線 4856）

専各振興グループ 久才： 〃 （内線 4860）

幼稚園振興グループ 上田： 〃 （内線 4862）